

## 運動部活動地域展開ホームページ作成等業務に係る指名型プロポーザル実施要領

運動部活動地域展開ホームページ作成等業務の内容並びに同業務に係る指名型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

### 第1 目的

運動部活動の地域展開を推進するに当たり、地域で活動するスポーツクラブに関する情報をWebサイトで発信することは、クラブにとっては多くの選手を獲得するきっかけになり、中学生や保護者にとっては自身に合った競技を探す上で重要な役割を果たすことになるため、それぞれにとって見やすく制度を理解できるようなサイトを作成する。

### 第2 業務概要

#### 1 業務名 運動部活動地域展開ホームページ作成等業務

#### 2 業務内容

- (1) ホームページの作成
- (2) 認定団体申請フォームの作成
- (3) 本業務に関するプロモーション・普及促進
- (4) 管理しやすいシステム及びマニュアルの作成

#### 3 履行期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで（ただし、ホームページは令和8年8月末までに公開すること。）

#### 4 予算概要等

この業務に係る予算は3,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

### 第3 契約担当部局

〒070-8525 旭川市7条通10丁目第二庁舎5階  
旭川市観光スポーツ・シティプロモーション部スポーツ推進課  
電話0166-23-1944 FAX0166-26-8624  
e-mail sport@city.asahikawa.hokkaido.jp

### 第4 企画提案書提出要請

本プロポーザルに指名された者（以下「企画提案者」という。）は、企画提案書の提出を要請するので、第5 企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を提出すること。なお、本プロポーザルを辞退する場合には、企画提案書提出期限までに辞退届（様式任意）を提出すること。

### 第5 企画提案書作成要領

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

## 1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

- (1) ホームページについて（神戸市における部活動の地域展開のホームページを参考とする。）
  - ・閲覧者の見やすさ、操作のしやすさを重視すること。
  - ・中学生に受け入れやすいオリジナルデザイン、キャラクターを作成すること。
  - ・入力しやすい、認定を希望する団体用の申請フォームを作成すること。
  - ・検索機能（フリーワード検索や地図を活用した検索方法）の充実
- (2) プロモーション・普及促進について
  - ・広告運用や周知活動の具体的な施策
- (3) 今後の管理について
  - ・令和9年3月以降の管理は基本的には委託者が行うことを前提として、コンテンツの追加、修正、削除といった作業を容易に行えるような操作性を備えていること。
  - ・市で運営するホームページであるため、セキュリティ対策等には十分に配慮すること。
  - ・管理マニュアルを作成すること（業務委託後）。
- (4) 実施体制等に関すること。
  - ・業務の一部の再委託や本業務の受託に併せて雇用を予定している場合は、実施体制にその旨がわかるように明記すること。
    - ア 業務処理に係る組織体制及び手法
    - イ 業務に従事する者の氏名及び実務経験の経歴
    - ウ 業務の処理に係る機材配置、セキュリティ管理
- (5) 法人としての業務実績に関すること。
  - ・ホームページ作成の実施など、類似業務の契約実績について、実際に請け負ったことが証明できる書類（契約書の写しや契約履行実績証明書（様式は任意））を添付すること。
- (6) 参考見積価格に関すること
  - ・業務処理に関する参考見積価格と積算内訳について、金額を示すこと。

## 2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式第1号）に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案書別紙
- (2) 業務に係る事業費積算内訳
- (3) デモページ  
提案内容がわかるページ（PDF）を提出すること。
- (4) その他必要な書類

## 3 記入上の注意事項

- (1) その他本プロポーザル実施要領等に定めのない事項については、市の指示に従うこと

## 4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時15分
- (2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法 電子メールによること。

## 5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

## 第6 質疑応答等

- (1) 企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。
  - ア 提出書類 質疑応答書（様式第2号）
  - イ 提出期間 令和8年5月14日（木）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで
  - ウ 提出場所 第3に同じ。
  - エ 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- (2) (1)の質疑応答書は、質問者及び企画提案者全てに対し、電子メールにより回答するものとする。

## 第7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第8 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査会の設置

企画提案書の審査、評価及び特定を行うため、運動部活動地域展開ホームページ作成等業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### 2 審査項目及び評価基準

企画提案書により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

- (1) 企画提案の的確性・具体性に関すること。
- (2) デザイン性に関すること。
- (3) 機能性に関すること。
- (4) 技術力・セキュリティ対策に関すること。
- (5) 価格の妥当性に関すること。

### 3 受託候補者の特定

審査会において、2の審査及び評価により、※各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も

評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、各審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。なお、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

#### 4 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間(1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所第3に同じ

ウ 提出方法 電子メールによること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、令和8年5月27日（水）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

#### 5 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査経過及び審査員

### 第9 契約に関する基本事項

#### 1 契約の締結

受託予定者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

#### 2 契約保証金

要する。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

#### 3 契約書作成の要否 要する。

#### 4 支払条件 後払いとする。

### 第10 その他

- 1 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 3 提出された書類は返還しない。
- 4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

#### 第11 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
企画提案書の提出	令和8年4月23日（木）から令和8年5月15日（金）まで
指名業者への説明	審査会終了後に電子メールで仕様書等を送付する。
提案書審査結果の通知	令和8年5月20（水）
契約締結	令和8年5月28（木）

## 評価基準

審査項目	評価割合
<b>1 企画提案の的確性・具体性に関すること。</b>	<b>20/100</b>
本業務の目的、実施条件などについての確に反映した提案内容であるか。	10
本業務に関するプロモーション・普及促進について具体的な企画であるか。	10
小計①	
<b>2 デザイン性に関すること。</b>	<b>30/100</b>
(1) 中学生に受入れやすいオリジナルデザイン、キャラクターであるか。	15
(2) スマートフォン、タブレットなど、各種端末に対応する構成、デザインであるか。	15
小計②	
<b>3 機能性に関すること。</b>	<b>30/100</b>
(1) 閲覧者にとっての見やすさ、操作のしやすさ。	15
(2) コンテンツの追加、修正、削除等の作業を容易に行えるか。	15
小計③	
<b>4 技術力・セキュリティ対策に関すること。</b>	<b>10/100</b>
セキュリティ対策は妥当であるか。	10
小計④	
<b>5 価格の妥当性に関すること。</b>	<b>10/100</b>
事業経費の積算内容は適切か。	10
小計⑤	
<b>合計 (①+②+③+④+⑤)</b>	<b>100/100</b>

## ・ 価格評価基準【客観的評価項目】

※価格評価は、予算額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、以下の基準とする。

最低見積価格以上、(最低見積価格+A) 未満	→ 10点
(最低見積価格+A) 以上、(最低見積価格+A×2) 未満	→7.5点
(最低見積価格+A×2) 以上、(最低見積価格+A×3) 未満	→ 5点
(最低見積価格+A×3) 以上、(最低見積価格+A×4) 未満	→2.5点
(最低見積価格+A×4) 以上、予算額以下	→ 0点

## 企画提案書

年 月 日

(あて先) 旭川市長

提出者  
住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

業務名 \_\_\_\_\_

標記業務について、次の書類を添えて申込みます。  
なお、添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

添付書類

- 1 企画提案書別紙
- 2 ※業務に係る事業費積算内訳
- 3 ※その他必要な書類

提出担当者役職・氏名

連絡先 TEL

FAX

e-mail

(連絡先は間違いのないよう記入してください。)

# 質 疑 応 答 書

(あて先) 旭川市長

(電話番号) 0166-23-1944

(メール) sport@city.asahikawa.lg.jp

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

質問年月日 年 月 日

業務名		
質 疑 事 項		回 答 事 項

注あらかじめ電話連絡の上、上記のメールアドレスへ送信してください。

# 質 疑 応 答 書

令和 年 月 日

様

旭川市長 今 津 寛 介  
(公 印 省 略)

次の業務に係る指名型プロポーザルについて質問があったので回答する。

業務名		
	質 疑 事 項	回 答 事 項
質問年月日 令和 年 月 日		

旭ス推第 号  
令和 年 月 日

様

旭川市長 今津寛介  
(公印省略)

### 審査結果通知書

先に企画提案のありました、指名型プロポーザルの審査結果について、次のとおり通知します。

1 業務名 運動部活動地域展開ホームページ作成等業務

2 審査結果

(1) 受託候補者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

(2) 評価点

	受託候補者	社	社	社	社
評価点	点	点	点	点	点

※評価点の高い順に記載しています。

(3) 企画提案者

A社：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

B社：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

C社：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

D社：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

3 受託候補者の特定理由

令和8年5月19日に開催した審査会において、指名型プロポーザル実施要領に基づき審査及び評価を行った結果により、評価点の最も高い者を受託候補者として特定した。

4 その他

(1) 受託候補者として特定された者は、契約手続きを行いますので、担当までご連絡ください。

(2) 受託候補者として特定されなかった者は、3の理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、令和8年5月26日までに旭川市スポーツ・シティプロモーション部スポーツ推進課にその旨を記載した書面（様式任意）を提出してください。

なお、提出方法は電子メールとします。

5 担当

旭川市役所観光スポーツ・シティプロモーション部  
スポーツ推進課

0166-25-8510

sport@city.asahikawa.lg.jp

担当者 鈴木・道下

令和8年5月19日に実施した、指名型プロポーザルの審査結果については、次のとおりです。

1 業務名 運動部活動地域展開ホームページ作成等業務

2 審査結果

(1) 受託候補者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

(2) 評価点

	受託候補者	社	社	社	社
評価点	点	点	点	点	点

※評価点の高い順に記載しています。

3 受託候補者の特定理由

令和8年5月19日に開催した審査会において、指名型プロポーザル実施要領に基づき審査及び評価を行った結果により、評価点の最も高い者を受託候補者として特定した。

4 審査の経過及び審査員

(1) 経過 月 日 指名  
月 日 一次審査（企画提案内容を書類審査）  
月 日 プレゼンテーション審査  
月 日 候補者特定

(2) 審査員 松田 英志 スポーツ・シティプロモーション部次長  
工藤 秀敏 学校教育部次長  
吉田 昌史 総合政策部広報広聴課長  
川崎 亮 スポーツ協会事務局次長  
小田嶋 智一 旭川市中学校連盟体育部長（学識経験者）

5 担当

旭川市役所観光スポーツ・シティプロモーション部

スポーツ推進課

0166-25-8510

sport@city.asahikawa.lg.jp

担当者 鈴木・道下

注意：結果の公表では、受託候補者以外の者の名称は記載しないこと。